

畜 第 371 号
令和元年 8 月 23 日

全国農業協同組合連合会岩手県本部県本部長
岩手県農業共済組合長
一般社団法人岩手県獣医師会長
岩手県動物薬品器材協会長

} 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長



動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

このことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐から別添のとおりに通知がありましたので、お知らせします。

記

1 改正の概要

「チモールを有効成分とする蒸散剤」について、「動物用医薬品使用対象動物」、「用法及び用量」、「使用禁止期間」を設定。

2 施行年月日

令和元年 8 月 19 日

3 参考

今般承認される動物用医薬品の概要

・チモールを有効成分とする蒸散剤

販売名：チモパール

(アリストヘルスアンドニュートリションサイエンス株式会社)

効能・効果：みつばち寄生ダニ（ミツバチヘギイタダニ）の駆除



【振興・衛生担当 主査 佐々木悠佳 TEL：019-629-5729】

事 務 連 絡
令和元年 8 月 19 日

岩手県畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の
制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年
法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用
の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和元年農林水産省令第26号）が別添
のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、薬事監視及び指導の参考としてくださ
い。

記

1 改正の内容

「チモールを有効成分とする蒸散剤」について、「動物用医薬品使用対象動
物」、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を設定。

2 施行期日

令和元年 8 月 19 日

3 参考

今般承認される動物用医薬品の概要は以下のとおりです。

- ・ チモールを有効成分とする蒸散剤

販売名：チモパール（アリスタヘルスアンドニュートリションサイエンス
株式会社）

効能又は効果：みつばち寄生ダニ（ミツバチヘギイタダニ）の駆除

